

魚津市告示第61号

指名競争入札の指名基準の公表について

指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めたので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月1日

魚津市長 村椿 晃

## 指名競争入札の指名基準

### 1 指名業者数の原則

区分	設計額	指名業者数
土木一式工事	3,000 万円以上	7 者以上
	500 万円以上 3,000 万円未満	5 者以上
	500 万円未満	3 者以上
その他の工事 及び委託業務	3,000 万円以上	5 者以上
	500 万円以上 3,000 万円未満	4 者以上
	500 万円未満	3 者以上

### 2 指名業者の選定基準

#### (1) 土木一式工事

設計額		等級
最高	最低	
	1,500 万円	A
2,500 万円		B

#### (2) 建築一式工事

設計額		等級
最高	最低	
	3,000 万円	A
5,000 万円		B
1,000 万円		C

#### (3) 管工事

設計額		等級
最高	最低	
	1,000 万円	A
1,500 万円		B

### 3 指名業者の選定に当たって留意する事項

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該建設工事等に対する地理的条件
- (4) 手持ちの建設工事等の状況
- (5) 当該建設工事等の施工に対する技術的特性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況